

議案第六十一号

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の変更について

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定により議決を求める。

昭和四十八年六月廿五日

提出

鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅巳

昭和四十八年六月廿五日原案可決

三朝町議会議長牧田禎



鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合」を削り、「北条町羽合町

「北条町羽合町泊村中学校組合

泊村中学校組合」を 気高郡衛生施設組合 に改める。

中部市町村共同施設管理組合」

附 則

この規約は、昭和四十八年十一月一日から施行する。